

事務連絡
令和6年6月10日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
労働部

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第80号。以下「改正省令」という。）が令和6年4月30日に公布され、令和7年4月1日から施行することとされたため、その改正の趣旨、内容等について都道府県労働局へ別添の施行通知を発出した旨、情報提供がありました。

建設業等の事業場で就業する一人親方等については、従来、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく措置の対象とされておりましたが、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第82号。）により、法第22条等の規定に基づく措置の対象とされたところであり、これに加え、改正省令においては、新たに法第20条及び第21条等の規定に基づく措置の対象とされたところです。

つきましては、貴会会員企業に対し、別添施行通知及び別添のリーフレットにつきまして周知をお願いいたします。

なお、改正省令、施行通知、リーフレット等の情報は以下の厚生労働省ホームページより確認が可能です。

（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/anzeneisei03_00004.html

以上

（担当：労働部 古田・菅原）